

山形広域環境事務組合監査委員事務局規程

〔平成 7 年 3 月
山広環監査委員
訓 令 第 1 号〕

改 正 平成 9 年 4 月山広環監査委員訓令第 1 号
平成 19 年 4 月山広環監査委員訓令第 1 号
平成 25 年 5 月山広環監査委員訓令第 1 号
平成 30 年 11 月山広環監査委員訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形広域環境事務組合監査委員事務局（以下「事務局」という。）の事務処理に関し、必要な事項について定めるものとする。

(職員)

第 2 条 事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

2 事務局長は、山形市監査委員事務局長がその職を兼務するものとする。

3 第 1 項の書記の職は、次のとおりとする。

- (1) 事務局次長
- (2) 業務名を冠する主幹
- (3) 係長
- (4) 主幹
- (5) 主査
- (6) 主任
- (7) 主事

(平 9 訓令 1、平 19 訓令 1、平 25 訓令 1、平 30 訓令 1・一部改正)

(職務)

第 3 条 事務局長（以下「局長」という。）は、監査委員の命を受け、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受けて事務を処理し、整理する。

3 業務名を冠する主幹、係長、主幹、主査、主任及び主事は、上司の命を受けてその担当する事務を処理する。

(平 9 訓令 1、平 1 9 訓令 1、平 2 5 訓令 1、平 3 0 訓令 1・一部改正)

(専決事務)

第 4 条 局長限りで専決できる事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書の收受及び発送に関すること。
- (2) 文書の保存及び廃棄に関すること。
- (3) 軽易な事項の照会、報告及び回答に関すること。
- (4) 公印の管守及び使用に関すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 前項の規定による専決事務においても、その事務が異例又は疑義があり若しくは特に重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事務の代決)

第 5 条 局長の専決事務について、局長が不在のときは事務局次長が、事務局次長もともに不在のときは業務名を冠する主幹が、業務名を冠する主幹もともに不在のときは係長がその専決事務を代決することができる。

(平 9 訓令 1、平 1 9 訓令 1・一部改正、平 2 5 訓令 1・全部改正、平 3 0 訓令 1・一部改正)

(公印)

第 6 条 公印の種類、名称及び寸法は、次のとおりとし、公印に関する事務は山形広域環境事務組合の公印管理の例による。

職印 山形広域環境事務組合監査委員の印 方 2 1 ミリメートル

職印 山形広域環境事務組合代表監査委員の印 方 2 1 ミリメートル

(準用)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、事務処理については、管理者が定める関係規定の例による。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この訓令は、平成２５年５月３０日から施行する。

附 則

この訓令は、平成３０年１２月１日から施行する。